

| | | | | |
|---|----|----|---|---|
| | | | 平成二十四年四月一日施行分 | |
| 群 | 科目 | 単位 | 平成二十二年四月一日施行分 | 現行 |
| | | | <p>第一章 図書館に関する科目（第一条）</p> <p>第二章 司書及び司書補の講習（第二条―第十条）</p> <p>第三章 準ずる学校（第十二条・第十三条）</p> <p>第一章 図書館に関する科目</p> <p>第一条 図書館法（昭和二十五年法律第一百十八号。以下「法」という。）第五条第一項第一号に規定する図書館に関する科目は、次の表に掲げるものとし、司書となる資格を得ようとする者は、甲群に掲げるすべての科目及び乙群に掲げる科目のうち二以上の科目について、それぞれ単位数の欄に掲げる単位を修得しなければならない。</p> | <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第二章 準ずる学校（第十条・第十一条）</p> <p>第一章 司書及び司書補の講習（第一条―第九条）</p> <p>（新設）</p> |

| 乙群 | 甲群 |
|---|---|
| 図書館実習 図書館総合演習 図書館施設論 図書館・図書館史 図書館情報資源特論 図書館サービス特論 図書館基礎特論 | 生涯学習概論 図書館概論 図書館制度・経営論 図書館情報技術論 図書館サービス概論 情報サービス論 児童サービス論 情報サービス演習 図書館情報資源概論 情報資源組織論 情報資源組織演習 |
| 一 一 一 一 一 一 一 | 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 |

| 乙群 | 甲群 |
|---|---|
| 図書館実習 図書館総合演習 図書館施設論 図書館・図書館史 図書館情報資源特論 図書館サービス特論 図書館基礎特論 | 生涯学習概論 図書館概論 図書館制度・経営論 図書館情報技術論 図書館サービス概論 情報サービス論 児童サービス論 情報サービス演習 図書館情報資源概論 情報資源組織論 情報資源組織演習 |
| 一 一 一 一 一 一 一 | 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 |

※平成二十四年三月三十一日までは、附則第二項を適用

(附則第二項)

| 群 | 甲群 | 乙群 |
|----|---|--|
| 科目 | 生涯学習概論 図書館概論 図書館経営論 図書館サービス論 情報サービス概説 レファレンスサービス演習 情報検索演習 図書館資料論 専門資料論 資料組織概説 資料組織演習 児童サービス論 | 図書及び図書館史 資料特論 コミュニケーション論 情報機器論 図書館特論 |
| 単位 | 一 二 二 一 二 一 一 二 二 一 二 一 | 一 一 一 一 一 |

※平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

2 前項の規定により修得すべき科目の単位のうち、すでに大学において修得した科目の単位は、これをもつて、前項の規定により修得すべき科目の単位の単位に替えることができる。

第二章 司書及び司書補の講習

(趣旨)

第二条 法第六条に規定する司書及び司書補の講習については、この章の定めるところによる。

(司書の講習の受講資格者)

第三条 司書の講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 三 (略)

四 その他文部科学大臣が前三号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めたる者

(新設)

第一章 司書及び司書補の講習

第一条 図書館法(以下「法」という。)第六条に規定する司書及び司書補の講習については、この章の定めるところによる。

第二条 司書の講習を受けることができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

一 三 (略)

四 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めたる者

(司書の講習の科目の単位)
 第五条 司書の講習において司書となる資格を得ようとする者は、次の表の甲群に掲げるすべての科目及び乙群に掲げる科目のうち二以上の科目について、それぞれ単位数の欄に掲げる単位を修得しなければならない。

| 群 | 科目 | 単位 |
|----|-----------|----|
| 甲群 | 生涯学習概論 | 二 |
| | 図書館概論 | 二 |
| | 図書館制度・経営論 | 二 |
| | 図書館情報技術論 | 二 |
| | 図書館サービス概論 | 二 |
| | 情報サービス論 | 二 |
| | 児童サービス論 | 二 |
| | 情報サービス演習 | 二 |
| | 図書館情報資源概論 | 二 |
| | 情報資源組織論 | 二 |

(司書補の講習の受講資格者)

第四条 (略)

(司書の講習の科目の単位)

第五条 (略)

第四条 司書の講習において司書となる資格を得ようとする者は、次の表の甲群に掲げるすべての科目及び乙群に掲げる科目のうち二以上の科目について、それぞれ単位数の欄に掲げる単位を修得しなければならない。

| 群 | 科目 | 単位 |
|----|--------------|----|
| 甲群 | 生涯学習概論 | 一 |
| | 図書館概論 | 二 |
| | 図書館経営論 | 一 |
| | 図書館サービス論 | 二 |
| | 情報サービス概説 | 二 |
| | レファレンスサービス演習 | 一 |
| | 情報検索演習 | 一 |
| | 図書館資料論 | 二 |
| | 専門資料論 | 一 |
| | 資料組織概説 | 二 |

第三条 (略)

| | | |
|----|--|---------------------------------|
| 乙群 | 情報資源組織演習 図書館基礎特論 図書館サービス特論 図書館情報資源特論 図書・図書館史 図書館施設論 図書館総合演習 図書館実習 | 二 一 一 一 一 一 一 |
|----|--|---------------------------------|

※平成二十四年三月三十一日までは、附則第二項を適用

2 (略)

3 司書の講習を受ける者がすでに文部科学大臣が別に定める学修で第一項に規定する科目の履修に相当するものを修了していると文部科学大臣が認めた場合には、当該学修をもつてこれに相当する科目の単位を修得したものとみなす。

2 (略)

| | | |
|----|---|----------------------------|
| 乙群 | 資料組織演習 児童サービス論 図書及び図書館史 資料特論 コミュニケーション論 情報機器論 図書館特論 | 二 一 一 一 一 一 |
|----|---|----------------------------|

2 (略)

3 文部科学大臣が別に定めるところにより、司書の講習を受ける者が、第一項の科目の単位の修得に相当する勤務経験又は資格等を有する場合には、これをもつて前項のこれに規定する科目の単位を修得したものとみなす。

(司書補の講習の科目の単位)

第六条 (略)

2 司書補の講習を受ける者がすでに大学(法附則第十項の規定により大学に含まれる学校を含む。)において修得した科目の単位であつて、前項の科目の単位に相当するものとして文部科学大臣が認めたものは、これをもつて前項の規定により修得した科目の単位とみなす。

3 司書補の講習を受ける者がすでに文部科学大臣が別に定める学修で第一項に規定する科目の履修に相当するものを修了していると文部科学大臣が認めた場合には、当該学修をもつてこれに相当する科目の単位を修得したものとみなす。

(司書補の講習の科目の単位)

第六条 (略)

(単位の計算方法)

第七条 講習における単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項各号及び大学通信教育設

第五条 (略)

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、司書補の講習を受ける者が、前項の科目の単位の修得に相当する勤務経験又は資格等を有する場合には、これをもつて前項のこれに相当する科目の単位を修得したものとみなす。

(新設)

第六条 この章における単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項各号及び大学通信教育設置基

(単位修得の認定)

第八条 (略)

置基準 (昭和五十六年文部省令第三十三号)
第五条第一項第三号に定める基準によるものとする。

(単位修得の認定)

第八条 (略)

準 (昭和五十六年文部省令第三十三号) 第五条
第一項第二号に定める基準によるものとする

第七条 (略)

(修了証書の授与)

第九条 講習を行う大学の長は、第五条又は第六条の規定により、司書の講習又は司書補の講習について、所定の単位を修得した者に対して、それぞれの修了証書を与えるものとする。

第八条 講習を行う大学の長は、第四条又は第五条の規定により、司書の講習又は司書補の講習について、所定の単位を修得した者に対して、それぞれの修了証書を与えるものとする。

2 (略)

2 (略)

(講習の委嘱)

第十条 法第五条第一項第一号の規定により文部科学大臣が大学に講習を委嘱する場合には、その職員組織、施設及び設備の状況等を勘案し、講習を委嘱するのに適当と認められるものについて、講習の科目、期間その他必要

(新設)

な事項を指定して行うものとする。

(実施細目)

第十一條 受講者の人数、選定の方法、講習を行う大学、講習の期間その他講習実施の細目については、毎年官報で公告する。ただし、特別の事情がある場合には、適宜な方法によつて公示するものとする。

第三章 準ずる学校

(大学に準ずる学校)

第十二條 (略)

(高等学校に準ずる学校)

第十三條 (略)

第九條 受講者の人数、選定の方法及び講習の期間その他講習実施の細目については、毎年官報で公告する。ただし、特別の事情がある場合には、適宜な方法によつて公示するものとする。

第二章 準ずる学校

第十條 (略)

第十一條 (略)

附 則

- 1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項の表及び第三項を改正する規定、第五条第二項を改正する規定及び同条に第三項を追加する規定並びに附則第五項から第十一項までの規定は平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの改正後の図書館法施行規則（以下「新規則」という。）第一条及び第五条の適用については、これらの規定中

| 乙 群 | 甲 群 | 群 | 科 目 | 単位数 |
|-----------|-----------|---|-----|-----|
| 図書館施設論 | 生涯学習概論 | | | 二 |
| 図書館・図書館史 | 図書館概論 | | | 二 |
| 図書館情報資源特論 | 図書館制度・経営論 | | | 二 |
| 図書館サービス特論 | 図書館情報技術論 | | | 二 |
| | 図書館サービス概論 | | | 二 |
| | 情報サービス論 | | | 二 |
| | 児童サービス論 | | | 二 |
| | 情報サービス演習 | | | 二 |
| | 図書館情報資源概論 | | | 二 |
| | 情報資源組織論 | | | 二 |
| | 情報資源組織演習 | | | 二 |
| | 図書館基礎特論 | | | 一 |

とあるのは、

| 乙 群 | 甲 群 | 群 | 科 目 | 単位数 |
|------------|--------------|---|-----|-----|
| 情報機器論 | 生涯学習概論 | | | 一 |
| コミュニケーション論 | 図書館概論 | | | 二 |
| 資料特論 | 図書館経営論 | | | 一 |
| 図書及び図書館史 | 図書館サービス論 | | | 二 |
| | 情報サービス概説 | | | 二 |
| | 児童サービス論 | | | 一 |
| | レファレンスサービス演習 | | | 一 |
| | 情報検索演習 | | | 一 |
| | 図書館資料論 | | | 二 |
| | 専門資料論 | | | 一 |
| | 資料組織概説 | | | 二 |
| | 資料組織演習 | | | 二 |

とする。

図書館総合演習
図書館実習

— —

図書館特論

—

3 平成二十二年四月一日前に、社会教育法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第五十九号）第二条の規定による改正前の図書館法（第十項において「旧法」という。）第五条第一項第二号に規定する図書館に関する科目を修得した者は、前項の規定により読み替えて適用される新規則第一条第一項に規定する図書館に関する科目（以下「経過科目」という。）の単位を修得したものとみなす。

4 平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までに、経過科目（前項の規定により修得したものとみなされた科目を含む。以下同じ。）の単位のうち、司書となる資格に必要なすべての単位を修得した者は、平成二十四年四月一日以後は、新規則第一条第一項に規定する図書館に関する科目（以下「新科目」という。）の単位のうち、司書となる資格に必要なすべての単位を修得したものとみなす。

5 平成二十四年四月一日前から引き続き大学に在学し、当該大学を卒業するまでに経過科目の単位のうち、司書となる資格に必要なすべての単位を修得した者は、新科目の単位のうち、司書となる資格に必要なすべての単位を修得したものとみなす。

6 平成二十四年四月一日前から引き続き大学に在学し、当該大学を卒業するまでに次の表中新科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者は、当該科目に相当する経過科目の欄に掲げる科目の単位を修得したものとみなす。ただし、同日前に経過科目の「専門資料論」の単位を修得した者であつて、新科目の「図書館情報資源特論」を修得した者はこの限りでない。

| 新科目 | | 単位数 | 経過科目 | | 単位数 |
|-----------|--|-----|--------------|--|-----|
| 生涯学習概論 | | 二 | 生涯学習概論 | | 一 |
| 図書館概論 | | 二 | 図書館概論 | | 二 |
| 図書館制度・経営論 | | 二 | 図書館経営論 | | 一 |
| 図書館サービス概論 | | 二 | 図書館サービス論 | | 二 |
| 情報サービス論 | | 二 | 情報サービス概説 | | 二 |
| 児童サービス論 | | 二 | 児童サービス論 | | 一 |
| 情報サービス演習 | | 二 | レファレンスサービス演習 | | 一 |
| | | | 情報検索演習 | | 一 |

| | | | |
|-----------|---|--------|---|
| 図書館情報資源概論 | 二 | 図書館資料論 | 二 |
| 情報資源組織論 | 二 | 資料組織概説 | 二 |
| 情報資源組織演習 | 二 | 資料組織演習 | 二 |
| 図書館情報資源特論 | 一 | 専門資料論 | 一 |

7 平成二十四年四月一日前から引き続き大学に在学し、当該大学を卒業するまでに新科目の乙群の欄に掲げる科目の単位を修得した者は、経過科目の乙群の科目の単位を修得したものとみなす。

8 平成二十二年四月一日以後に附則第六項の表中経過科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者が、平成二十四年四月一日以後に新たに司書となる資格を得ようとする場合には、既に修得した経過科目の単位は、当該科目に相当する新科目の単位とみなす。

9 平成二十二年四月一日以後に経過科目の乙群の欄に掲げる科目の単位を修得した者が、平成二十四年四月一日以後に新たに司書となる資格を得ようとする場合には、既に修得した経過科目の単位は、新科目の乙群の単位とみなす。

10 旧法第五条第一項第一号に規定する司書の講習を修了した者の司書となる資格については、なお従前の例による。

11 平成二十四年四月一日前にこの規則による改正前の図書館法施行規則第四条第一項に規定する司書の講習の科目の単位を修得した者については、附則第八項及び第九項の規定を準用する。